

3 生徒指導

1 生徒指導の意義（定義と目的及び実践上の視点）

(1) 定義

- ・ 生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）である。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つ。

(2) 目的

- ・ 生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。生徒指導においては、児童生徒の心理面（自信・自己肯定感等）の発達のみならず、学習面（興味・関心・学習意欲等）、社会面（人間関係・集団適応等）、進路面（進路意識・将来展望等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）を含む包括的な発達を支える必要がある。
- ・ 生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力（深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力）を身に付けることが重要である。

(3) 実践上の4つの視点

- ・ 生徒指導を実践していく上では、児童生徒の①自己存在感の感受、②共感的な人間関係の育成、③自己決定の場の提供、④安全・安心な風土の醸成、の4つの視点に留意する。

2 生徒指導の構造

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化することができる（生徒指導概要を参照のこと）。次ページの図は、4層から成る生徒指導の重層的支援構造を示したものである。

①発達支持的生徒指導や課題予防的生徒指導（②課題未然防止教育）の在り方を改善していくことが、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながり、③課題早期発見対応や④困難課題対応的生徒指導を広い視点から捉え直すことが、発達支持的生徒指導につながるという円環的な関係にあると言える。その意味からも、これからの生徒指導においては、特に常態的・先行的な生徒指導の創意工夫が一層必要になると考えられる。

生徒指導概要（改訂版）
（文部科学省HP）



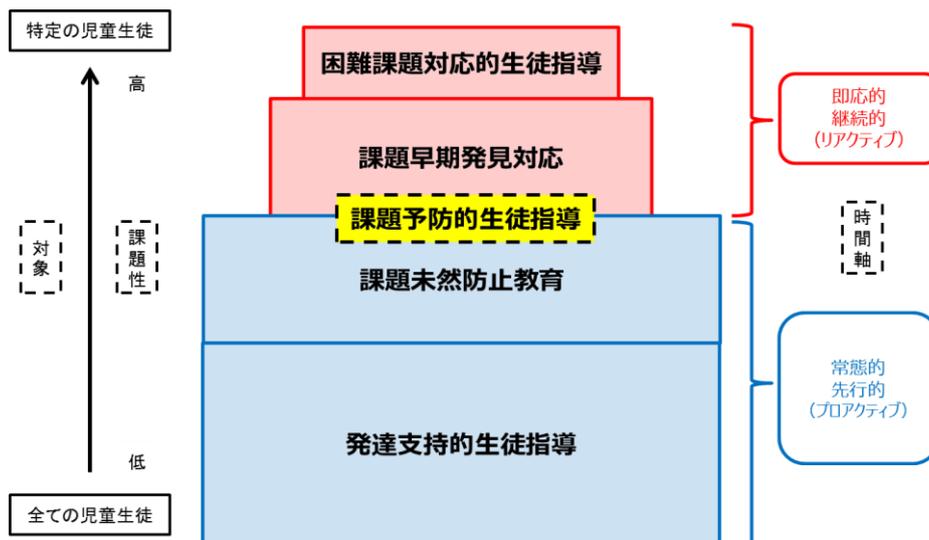


図 生徒指導の重層的支援構造（生徒指導提要改訂版より作成）

3 生徒指導の方法と基盤及び取組上の留意点

(1) 生徒指導の基本としての児童生徒理解

- ・ 心理面、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に児童生徒を理解する。
- ・ 学級担任、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、SC、SSWの専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切である。また、児童生徒や保護者との生徒指導の方針に関する相互理解を図る必要がある。

(2) 集団指導と個別指導

- ・ 集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度を育成する。役割分担の過程で各役割の重要性を学び、協調性を身に付ける。
- ・ 個別指導では、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面において、個別の児童生徒の状況に応じて配慮することの二つの概念がある。個の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導が大切である。

(3) ガイダンスとカウンセリング

- ・ ガイダンスの観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成等に関して、組織的・計画的に全ての児童生徒に情報提供や説明を実施する。カウンセリングの観点から、児童生徒から悩みを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報の提供等を通して、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定できるよう相談・助言等を個別に行う。

(4) チーム支援による組織的対応

- ・ 対応が難しい場合は、担任が一人で抱え込まず、学校内の生徒指導主事やSC、SSW等と連携・協働し校内連携型支援チームで組織的に対応する。深刻な課題では、校外の関係機関等とのネットワーク型支援チームによる組織的対応が必要である。
- ・ チーム支援では、学校内の複数の教職員、関係機関の専門家、保護者、地域の人々等が、アセスメントに基づいて、支援チームを編成する。組織的・計画的に実践し、個人情報扱うにあたり、守秘義務や説明責任等に注意する。

(5) 生徒指導の基盤（教職員集団の同僚性）

- ・ 組織的かつ効果的に生徒指導を実践するためには、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性が基盤となる。
- ・ 困ったときに、相談にのってもらえる、改善策や打開策を親身に考えてもらえる等、職場における受容的・支持的・相互扶助的人間関係が形成されており、組織として一体的な動きがとれるかどうかは鍵であるとともに、教職員のメンタルヘルスを良好に保つことも重要となる。

(6) 生徒指導の取組上の留意点（児童生徒の権利の理解）

- ・ 児童の権利に関する条約（1994年批准）：児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが必要である。①差別の禁止、②児童の最善の利益、③生命・生存・発達に対する権利、④意見表明権の4つの原則が規定されている。同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須となる。
- ・ こども基本法（2022年公布）：日本国憲法及び児童の権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長でき、こどもの心身の状況や環境等にかかわらず権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。全てのこどもが差別的取扱いを受けないようにすることや、年齢及び発達の段階に応じて自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会の確保等が規定されている。

4 生徒指導と教育課程

(1) 児童生徒の発達を支える教育課程

- ・ 学習指導の目的を達成する上で、また生徒指導上の諸課題を生まないためにも、教育課程における生徒指導の働きかけは不可欠である。
- ・ 学習指導要領では、学習指導と生徒指導は相互に深く関わるものであり、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ることを重視している。特に、学習指導要領の趣旨の実現に向けては、発達支持的生徒指導の考え方が役立つ。
- ・ 学級・ホームルーム経営においても、児童生徒の発達を支えるという視点が重要であり、自発的自治的な活動を通して、お互いを尊重し合い、よさや可能性を発揮し合えるような学級・ホームルーム集団となることで、個々の児童生徒の自己有用感や自己肯定感が育成される。

(2) 教科の指導と生徒指導

- ・ 教科指導を進めるに当たっては、教科の目標と生徒指導のつながりを意識しながら指導を行うことが重要である。
- ・ 個々の児童生徒の習熟の程度など、その学習状況を踏まえた個に応じた指導に取り組むとともに、児童生徒間の交流を図るなど、集団指導ならではの工夫をこらし、可能な範囲で生徒指導を意識した授業を行うことが大切である。
- ・ 児童生徒一人一人の学習状況のきめ細かな把握に努めたうえで、継続的で確かな児童生徒理解に基づく個に応じた指導の充実は、生徒指導の面からも不可欠である。
- ・ 授業に関連する児童生徒理解を通じて得た情報、当該児童生徒に対する配慮事項、指導や支援目標の設定、具体的な指導や支援方法を明確にして、関連する教職員で共有したうえで、チームで実践する。

- ・ 授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場である。教員が学習指導と生徒指導の専門性を合わせもつという日本型学校教育の強みを活かした授業づくりが児童生徒の発達を支える。

5 チーム学校における生徒指導体制

(1) チーム学校における学校組織体制

- ・ チーム学校の定義は、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」である。
- ・ 学校がチームとして機能するためには、教職員同士はもとより、教育の専門性を有する教員とSCやSSW等の多職種の専門家や地域の人々が連携・協働して教育活動を展開することが重要である。

(2) 生徒指導体制

①生徒指導の中核となる生徒指導部

- ・ 生徒指導主事と各学年の生徒指導担当、教育相談コーディネーターや養護教諭、SCやSSW等で構成する。定例会等は管理職も参加し、学校全体の生徒指導を推進する。生徒指導体制とは、学校として生徒指導の方針・基準を定め、年間の生徒指導計画に組み込むとともに、校内研修を通じて教職員間で共有し、一貫性のある生徒指導を行うことができる校内体制である。

②生徒指導体制の構築に必要な学年や校務分掌を横断した体制

- ・ 管理職のリーダーシップの下、ミドルリーダーによる横のつながりが不可欠である。
- ・ 生徒指導の方針・基準の明確化、具体化により、教職員によってバラバラに実践されることを防止する。
- ・ 全ての教職員による共通理解・共通実践の下、粘り強く組織的に指導・援助することが重要である。
- ・ 児童生徒や保護者、教職員の声を聴き、生徒指導体制の不断の見直しと適切な評価、改善を図る。

③教職員の研修

- ・ 校内外の研修を通じて方針や基準を共有し、学校組織として、組織改善を継続し、組織力の向上を図る。

④生徒指導の年間計画

- ・ 事後対応だけでなく、発達支持的生徒指導や課題未然防止教育に関する目標や基本方針を計画に位置づける。

(3) 教育相談体制

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、この点において生徒指導と教育相談は共通している。ただし、生徒指導は集団や社会の一員として求められる資質や能力を身に付けるように働きかけるという発想が強く、教育相談は個人の資質や能力の伸長を援助するという発想が強い傾向がある。教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであることを踏まえて、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要である。そのため、教職員には、次の3つの姿勢が求められる。

- ① 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
- ② 児童生徒の状態が変われば指導方法も変わり、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
- ③ どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つこと。
また、教育相談研修の目的は、学校の教育相談体制を十分に機能させることである。したがって、研修を計画する段階で、誰が、何をできるようになるための研修なのかを明確にすることが重要である。

(4) 生徒指導と教育相談が一体となったチーム学校

- ・ 教育相談は全ての児童生徒を対象に、発達支持・課題予防・困難課題対応の機能を持った教育活動である。また、教育相談はコミュニケーションを通して気付きを促し、悩みや問題を抱えた児童生徒を支援する働きかけである。その点において、主体的・能動的な自己決定を支えるように働きかけるといふ生徒指導の考え方と重なり合うものである。したがって、両者が相まってはじめて、包括的な児童生徒支援が可能になる。
- ・ 生徒指導は児童生徒理解に始まり、児童生徒理解に終わると言われるように、生徒指導におけるアセスメント（見立て）の重要性は言うまでもない。児童生徒理解とは、一人一人の児童生徒に対して適切な指導・援助を計画し実践することを目指して、学習面、心理・社会面、進路面、家庭面の状況や環境についての情報を収集し、分析するためのプロセスを意味する。その点において、教育相談の基盤となる心理学の理論やカウンセリングの考え方、技法は児童生徒理解において有効な方法を提供するものと考えられる。

(5) 危機管理体制 → 「第3章 8 危機管理」を参照

(6) 法制度等の運用体制

①校則の運用・見直し

- ・ 校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものである。
- ・ 校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされている。
- ・ 学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられる。
- ・ 校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要である。
- ・ 校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められる。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であ

るか、検証・見直しを図ることも重要である。

- ・ 校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身その根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなる。

②懲戒と体罰、不適切な指導

- ・ 学校における懲戒とは、児童生徒の教育上必要があると認められるときに、児童生徒を叱責したり、処罰したりすることである。懲戒は、学校における教育目的を達成するために、教育的配慮の下に行われなければならない。その際には、組織的に指導の方向性や役割分担を検討した上で、児童生徒の特性や心情に寄り添いながら本人や関係者の言い分をしっかりと聴くとともに、それ以外にも必要な情報を収集するなどして、事実関係の確認を含めた適正な手続きを経るようになる必要がある。指導後においても、児童生徒を一人にせず、心身の状況の変化に注意を払うことに留意するとともに、保護者等の理解と協力を得られるようにしていくことが重要である。
- ・ 体罰は、学校教育法第 11 条で明確に禁止されている。懲戒と体罰に関する解釈・運用については、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成 25 年 3 月 13 日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）において、〔1 体罰等の禁止及び懲戒について〕、〔2 懲戒と体罰の区別について〕、〔3 正当防衛及び正当行為について〕、〔4 体罰の防止と組織的な指導体制について〕、〔5 部活動における不適切な指導について〕、それぞれ示されている。

(7) 学校・家庭・関係機関との連携・協働

- ・ 学校は、公立・私立を問わず、家庭や地域の人々、公立学校であれば学校の設置管理者である教育委員会、さらには、警察や司法、福祉、医療・保健等の様々な関係機関と連携している。児童生徒に関わる関係機関は多岐にわたり、その目的や専門性などに応じて児童生徒を支援している。
- ・ 「社会に開かれた教育課程」を通じてよりよい社会をつくるという目標を学校と社会とが共有した上で、それぞれの学校において必要な教育内容を明確にししながら、社会との連携・協働によってそのような学校教育の実現を図っていくことや、複雑化・重層化した児童生徒のニーズに応えること、学校の働き方改革を実現し教員の専門性を十全に生かすことが、学校には求められている。
- ・ 学校を多職種・多機関との連携・協働の場とすること、さらには、多職種・多機関という専門職による支援の枠組みにとらわれず、地域にある社会資源を学校に迎え入れ、社会全体で児童生徒の学びと育ちを支えることを目指す学校改革が求められており、学校を多様な「思いやりのある大人」たちの連携・協働の場としていくことを意味している。
- ・ 学校種や地域によっても多様な連携の形が考えられるとともに、地域にどのような社会資源が存在するかにも左右される。そのため、各学校は、地域の実情をよく把握した上で、家庭や地域、関係機関等と円滑な連携・協働を図るために、生徒指導基本方針や生徒指導マニュアル等において、地域に存在する関係機関等の役割や権限、連携方法などについて明記し、教職員間で共通理解しておくことが大切である。

6 個別の課題に対する生徒指導

(1) いじめ

・いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

・重大事態への対処（いじめ防止対策推進法）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときと認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

※いじめの認知は、特定の教職員で抱え込まず、法第22条の学校いじめ対策組織へ報告する。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

①いじめ防止等に関する基本的な考え方：「島根県いじめ防止基本方針」

→「第1章 3」を参照

②勤務校の「いじめ防止基本方針」や、学校設置者（市町村）の「いじめ防止基本方針」の確認

③法の基本的な方向性は、次の2つである。

- ・ 社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと
- ・ 重大事態への対処（重大事態調査を含む）において公平性・中立性を確保すること

各学校には、次の3つが義務付けられた。

- ア いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
- イ いじめ防止のための実効性のある組織と構築
- ウ 未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

島根県いじめ防止基本方針
(島根県HP)



④法第2条において、いじめられている児童生徒の主観を重視し、いじめを定義している。教職員に限らず、児童生徒、保護者にも共通理解を促すことが必要である。

⑤平成29年に国の基本方針を改定し、学校におけるいじめ対応の基本的な在り方が示された。重点事項は下記のとおりである。

- ・ 「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある」ため、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが解消している状態とは、本人や保護者への面談等を通じて、**次の2つの条件が満たされている**ことを示す。
 - ア 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
 - イ 被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）。
- ・ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反しうることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・ 学校は、いじめ防止の取組内容をHP等で公開、児童生徒、保護者には入学時等に説明する。

(2) 自死予防

- ・ 未然防止の観点からは、安全・安心な学校環境を整え、未来を生き抜く力を身に付けるよう働きかけたり（発達支持的生徒指導）、SOSの出し方に関する教育を含む自死予防教育を行う（課題未然防止教育）ことが重要である。
- ・ 自死予防教育の目標は、児童生徒が、自他の「心の危機に気付く力」と「相談する力」を身に付けることの二点である。
- ・ 自死の危機が高まった児童生徒に対して、早期に気付き対応したり（課題早期発見対応）、専門家と連携して水際で自死を防いだり、自死発生（未遂・既遂）後の心のケアを行う（困難課題対応）といった対応が求められる。

(3) 不登校

・不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの

①教育機会確保法の視点

- ・ 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- ・ 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。

文科省HP（教育機会確保法パンフレット）



②不登校児童生徒への支援の方向性

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

③不登校支援の目標

- ・ 支援の第一歩は、自己肯定感の回復、コミュニケーション力やソーシャルスキルを身に付ける、人に上手にSOSを出せること。

④不登校に関する生徒指導の重層的支援構造（次の図）



生徒指導の重層的支援構造という概念を参考に、不登校の支援について整理しています。

生徒指導提要では、生徒指導における児童生徒への対応等に関し、対象範囲と課題性等の観点から、2軸3類4層の「重層的支援構造」という概念を用いています。
次の表は、不登校に関する生徒指導の重層的支援構造を理解するために整理したものです。



2軸	3類4層	対象範囲	課題性等	必要な対応等	チーム等
常態的 先行的 (プロアクティブ)	① 発達支持的 生徒指導 【4ページ】	 全ての児童生徒	特定の課題を 意識しない	児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「わかりやすい授業」の工夫	全教職員
	課題予防的 生徒指導	② 課題未然 防止教育 【5ページ】 全ての児童生徒	特定の課題を 意識する	児童生徒のSOSを出す力の獲得と教職員の児童生徒の変化に気づきSOSを受け止める力の向上、及び教育相談体制の充実	全教職員
即応的 継続的 (リアクティブ)	③ 課題早期 発見対応 【6ページ】 気になる一部の児童生徒	④ 困難課題対応的 生徒指導 【7ページ】 特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒		深刻 重大 長期	休み始めの段階でのアセスメント（スクリーニング会議）と、教職員、SC、SSW、保護者の連携・協働による支援の開始
				ケース会議に基づく、不登校児童生徒に対する家庭訪問やSC・SSWなどによるカウンセリング及び別室登校や校外関係機関と連携した継続的支援	全教職員 C ネットワーク型 支援チーム（※）

※チーム： A 機動的連携型のメンバー例
⇒ 担任、生徒指導主事等
B 校内連携型のメンバー例
⇒ Aに加え、教育相談コーディネーター・学年主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・SC・SSW等校内の教職員
C ネットワーク型のメンバー例
⇒ Bに加え、校外の教育委員会、警察、病院、児童相談所、NPO等の関係機関等のメンバー
※上の表内の【〇ページ】は、このリーフレットの該当ページです。

(島根の不登校支援リーフレット(教職員向け)より)

⑤関係機関等との連携体制の構築

- 魅力ある学校づくりと同時に、不登校の多様な要因や背景を適切にアセスメントして対応方針を定め、多職種の専門家や関係機関と連携してチーム学校としての体制を整備することが重要である。

⑥教育機会の提供

- 学びへアクセスできない不登校児童生徒に対して様々な教育機会を提供する。

(4) インターネット・携帯電話に関わる問題

- インターネットには、匿名性、拡散性などの特徴があり、こうした特質を踏まえて児童生徒へ指導や啓発を行うことが重要である。
- インターネットの問題はトラブルが発生してしまうと完全に解決することが困難となるため、未然

島根の不登校支援リーフレット(教職員向け)



防止を含め、対策を講じるための体制を事前に整えておくことが必要である。

- ・ 学校だけで取り組むことは難しく、関係機関と連携しながら対策を進めることが必要である。

(5) 性に関する課題

- ・ 児童生徒を取り巻く性に関する状況においては、若年層のエイズ及び性感染症、人工妊娠中絶、性犯罪・性暴力、性の多様性など様々な課題が見られる。
- ・ 性に関する課題への対応に当たっては、関連法規の理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が安心できる環境や相談体制の整備、チーム学校としての組織づくりが求められる。
- ・ 学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるよう、保健体育の授業や特別活動をはじめ、学校教育全体を通じて指導する。
- ・ 指導に当たっては、①発達の段階を踏まえること、②学校全体で共通理解を図ること、③保護者の理解を得ること、④事前に集団で一律に指導する内容と個々の児童生徒の状況に応じて個別に指導する内容を区別すること等に留意し、計画性をもって実施すること。
- ・ 性的マイノリティの当該児童生徒への支援は、最初の相談を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外の連携に基づく「支援チーム」を作り、連携して対応する。一方、教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が秘匿しておきたい場合があることに留意が必要である。本人や保護者に情報を共有する意図を十分に説明・相談し、理解を得る働きかけが求められる。

(6) 「生命（いのち）の安全教育」の推進

- ・ 性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが重要である。
- ・ 生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手を尊重する態度などを、発達段階に応じて身に付けることが大切である。
- ・ 未然防止教育では、どのような被害が起きるのかを正しく理解することが出発点になり、その上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかけることが重要となる。
- ・ 令和5年12月に策定した「教職員等による児童生徒暴力等の根絶に向けて〈島根県教育委員会の総合対策〉」に基づき、各県立学校は、「児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケート調査」を年1回実施し、性暴力等の根絶のための早期発見と早期対応を行うことが求められる。

文科省HP「生命（いのち）の安全教育」



(7) 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

- ・ 発達障がい、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、その一つ一つが直接に学習指導や生徒上の課題となる場合もあり、加えて、いじめや自死、不登校等の生徒指導上の課題の背景になる場合も少なくない。

- ・ 近年、これらの課題に関連する法律や通知等の整備も進んでおり、そのことを理解した上で、生徒指導を行うことが強く求められている。
- ・ 学校が家庭を支援するに当たっては、家庭の在り方を批判したり、指導したりするのではなく、家庭と協働して児童生徒の教育にあたる姿勢が重要である。
- ・ 学校が家庭に対して行う支援等は、原則的に保護者の了解や同意を前提とするため、保護者の援助要請を的確に引き出す力も必要となる。
- ・ 児童福祉法上の要保護児童、要支援児童、特定妊婦は、法令に則り、適切に福祉機関への通告や要対協を通じた関係機関との連携が必要である。